

平成21年5月21日

厚生労働大臣
舩添 要一様

保育所における感染症防止対策強化についての要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長 佐々木 典夫

日本保育園保健協議会
会長 鴨下 重彦

新型インフルエンザの世界的な流行を目の当たりにして、保育所における感染症対策を根本的に見直す必要を感じております。特に、身体的にも免疫学的にも未熟な乳幼児を集団で長時間保育している保育所においては強力な感染症防止対策は喫緊の課題であり、安心できる制度設計と保健活動推進のために次のとおり要望します。

1. 保育所における感染症防止についての規定の整備

保育所における感染症防止のためには、保護者との連携を欠くことができません。特に、0. 1. 2歳児については保護者と連携し、感染症防止に特に配慮しなければなりません。そこで、児童福祉法の中に「保健・安全に十分配慮し」を加えていただきたい。また、児童福祉施設最低基準の中に「市町村と連携のもとに、国が示す『保育所における保健予防対策のガイドライン』（仮称）に基づくこと」を加えていただきたい。

2. 地方自治体と保育所の連携体制の構築

学校保健安全法では、学童が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、かかるおそれがあるときの出席停止や、予防上必要があるときは臨時休業ができるとされています。保育所は生後間もない幼弱児が長時間生活している所であることから、学童以上に感染症に対する配慮が必要です。

しかしながら、現状においては学校におけるような措置をとることができません。そこで、市町村・保護者・嘱託医・保健所・企業等と連携して、「保育所保健安全対策会議」（仮称）の設立や、地域のネットワーク（きめ細かな感染情報の提供や、地域の嘱託医・医療機関での一時的な保育等）を活用した感染防止対策の必要な措置が取れる仕組みを作っていただきたい。

3. 総合的な保健活動推進のために

保育所における保健活動の充実のためには、急な発熱や下痢など乳幼児の体調の変化に適切に対処するための医療の一環として、全保育所に看護師の配置が必要です。現行の児童福祉施設最低基準には、2歳以下の乳幼児を対象とした医務室の記述があるのみで、現在の保育所における感染症対策を考えれば十分ではありません。

保育所で体調を崩した時、保護者が迎えに来るまで安静を保てる場として、また、感染症が疑われる場合、感染を拡大させないために隔離する場として、看護師の配置とともにすべての乳幼児のための機能を備えた「保健室」の整備を進めるべきです。

4. 厚労省に専門職を配置

全国保育所の乳幼児への感染防止・安全対策等のために、小児保健情報の整理、国が示す感染防止ガイドライン等の周知を行う専門職が必要です。早急に厚生労働省に「乳幼児保健・安全指導専門官」（仮称）を設置されることを要望します。